三十一　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

三十二　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除

三十三　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

三十四　平成二十七年総務省告示第十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表三の項を次のように改める。

3	削除

○財務省告示第二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法

イ　価格競争入札発行　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆二千七百九十一億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十二億三百六十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千七百九十五億八千九百二十五万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆七百八十五億五千七百九十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千九百八十七億四千九百二十五万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で一億千万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千二百四億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆二千八百三十八億六千六十三万五千円

ロ　非競争入札発行　一億千二十二万九千九百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千二百八億六千六十三万六千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　百九億二千二百七十八万千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年十二月十五日

十一　発行価格　額面金額百円につき百円二十銭五厘以上のそれぞれの応募価格

十二　利率　額面金額百円につき百円二十銭九厘

十三　初期利子　年〇・一パーセント

平成二十八年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$